

# 第96回全日本学生スキー選手権大会 宿泊要項

## 1 目的

第96回全日本学生スキー大会に参加する選手・監督、大会役員、報道関係者等（以下「大会参加者」という）の宿泊に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 基本方針

鹿角市実行委員会（以下「実行委員会」という）は、関係機関と緊密な連携のもとに、大会参加者の宿泊に万全を期するものとする。

## 3 業務の実施

実行委員会は、選手、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保を行い、宿泊先を決定して通知するとともに、宿泊に関する紛議等が生じた場合は、斡旋・調停を行うものとする。

## 4 配宿の基本方針

(1)大会参加者の宿舎は、原則として鹿角郡市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル・旅館等をいう）を利用することとし、実行委員会が指定するものとする。（宿泊申込時点で参加者がすでに宿舎を予約している場合であって、「宿泊申込書」に宿舎名を記入している場合、配宿の参考とするが、異なる宿舎が指定されることもある。）

(2)宿泊者1人当たりの畳数は2.5畳以上とし、一つの宿舎に複数の学校が割り当てになることもある。

(3)指定された宿舎の変更は、原則として認めないものとする。任意に変更したことによって生じた紛議及び損失は、変更した者がその責任において行うものとする。

## 5 宿泊料金及び申込手順等

(1)宿泊料金（消費税10%）は、宿舎の設備等により宿泊料金が異なります。

区 分	宿泊料金
選手・監督 (コーチマネージャーを含む)	(A) ビジネス旅館・民宿 1泊2食 8,200円 (暖房料・奉仕料・消費税含む)
	(B) 温泉旅館 1泊2食 8,800円 (暖房料・奉仕料・消費税含む)
	(C) 温泉旅館・ホテル 1泊2食 9,400円 (暖房料・奉仕料・消費税含む)
選手・監督・報道等	(D) ビジネスホテル 1泊朝食 8,750円 (暖房料・奉仕料・消費税含む)

(2)希望区分及び手順

①鹿角郡市内のホテル・旅館・民宿を希望する学校は、(A)～(C)から選択する。ただし、配宿により区分が変更となった場合、その差額については参加者の負担とする。

②個室を希望する学校は、(D)を選択する。ただし、希望数が多い場合は抽選とする。抽選が外れた場合は、(A)～(C)を再選択するか、どうしても個室が必要な場合は近隣市町村のホテル等を各校で申し込むこととする。その際の料金、食事条件、ワックスルームの有無等に関することは各校で交渉すること。

※1校1名（男女各1名の場合も含む）の場合は、(D)を選択すること。

(3)欠食については、原則認めない。

(4)休憩料金は、入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合、1人につき1時間150円＋消費税とする。

(5)宿泊料金等の精算は、宿泊者本人又は各学校の宿泊責任者が出発日に一括精算するものとする。

## 6 宿泊料金等の適用期間

(1)宿泊料金の適用期間は、令和5年2月19日（日）～2月26日（日）とする。

## 7 宿泊申込みについて

(1)申込みは、所定の申込書により行うこととし、令和5年1月13日（金）必着とする（FAX・郵送・電子メール）。申込書は、学連HPからダウンロード可。

宿泊申込先 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1  
鹿角市教育委員会 スポーツ振興課内  
第96回全日本学生スキー選手権大会 鹿角市実行委員会事務局  
TEL 0186-30-0297 FAX 0186-22-0888  
E-mail 93kazuno@gmail.com

(2)宿泊申込書が申込期限までに到着しない場合は、宿泊申し込みを受け付けず、宿泊に関する一切の責任は、実行委員会では負わないこととする。

(3)宿舎は実行委員会が指定した委託先が定め、宿泊決定通知書を2月上旬に各大学に送付する。

## 8 宿泊変更及び取消

(1)宿泊の取消及び変更は、指定宿舎にFAXか郵便で行うこととし、その場合、次の取消料を指定宿舎に支払うこととする。

①宿泊予定日の3日前まで 無料

②宿泊予定日前日の正午まで 宿泊料金半額

③宿泊予定日の前日の午後及び当日 宿泊料金全額

(2)入宿後については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ前日正午までに申し出ること。

## 9 食事

(1)大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的に調和がとれ、しかも秋田県、特に鹿角の郷土色を盛り込んだ献立とする。

(2)昼食は自由調達とする。

## 10 その他

(1)貴重品は必ずフロントに預けるようにする。

(2)火の元に注意し、災害にあった場合における避難口等の確認をしておくこと。

(3)スキーの手入れは、指定された場所で行うこと。

(4)宿舎に対する要望については、監督及び責任者を通じて実行委員会に申し入れること。